

○四国地方整備局告示第49号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年4月16日

四国地方整備局長 川崎 正彦

第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 二級河川新川水系吉田川改修工事（香川県高松市亀田南町字北川西及び字下沖地内から同市亀田南町字南川西及び字西の門地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事並びに附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 香川県高松市亀田南町字北川西、字下沖、字南川西、字上沖及び字西の門地内
- 2 使用の部分 香川県高松市亀田南町字北川西、字下沖、字南川西、字上沖及び字西の門地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市小村町字本村地内から同市十川西町字吉田地内までの延長1,920mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川新川水系吉田川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事並びに附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川新川水系吉田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道、農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事のうち、市道の付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による

道路に関する事業に該当し、農業用水路の付替工事は、同条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

さらに、市道付替工事の施工に伴う附帯工事として行う仮橋及び仮設道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川新川水系吉田川（以下「吉田川」という。）は、河川法第5条第1項の規定に基づき香川県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき香川県知事が河川管理者であることなどから、起業者である香川県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

吉田川は、その源を香川県木田郡三木町小叢の讃岐山脈（標高542m）に発し、三木町地内で平野部に出て、高松市小村町地内で支川小村川を合わせ、北へ流下し、高松市前田西町地内で二級河川新川に合流する、流域面積26.0km²、流路延長11.8kmの河川である。

吉田川の流域は、高松市と三木町にまたがり、川沿いに形成された平地は水田として広く利用されているほか、下流部では住家が連たんし、大型商業施設が立地するなど市街化が進んでおり、社会、経済上重要な地域である。しかし、県道太田上町志度線の小村橋から上流の未改修区間においては、流路が曲流し、河積が小さく流下能力が不足していることから、昭和47年の台風20号及び豪雨や昭和62年の台風19号などによりたびたび浸水被害が発生している。近年においても、平成10年9月の台風6、7号では、浸水家屋19戸、浸水面積約8ha、平成16年10月の台風23号では浸水家屋292戸、浸水面積約54haにおよぶ被害が発生している。

新川水系の治水対策は、平成21年4月に「新川水系河川整備基本方針」が、平成23年5月に「新川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、吉田川における本件区間については、年超過確率1/70年規模の洪水に対応し、計画高水流量190m³/秒を流下させることを目標として順次河川改修が実施されているところである。

本件事業は、水害の危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全

に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音対策型の建設機械を使用すること、低振動の工法を採用すること等、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が本件区間を含む新川合流点から吉田橋下流までの区間において、任意で実施した調査結果によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、コオイムシ、モノアラガイ、カワヂシャ、香川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌマムツが確認されているが、起業者は、メダカ、コオイムシ、モノアラガイ、ヌマムツについては河床の瀬と淵を確保することと施工中の水質悪化を避けること等、チュウサギについては餌となる魚類や貝類等の保全のため瀬と淵を確保すること、カワヂシャについては上下流への移植により植生の保護を図ることを行うとしている。さらに、起業者は、今後も動植物に関するモニタリング調査を実施し、自然環境への影響に対して配慮していくとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河積が小さく流下能力が不足していることから、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを目的として、河道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構

造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防嵩上げ案、河道拡幅案（以下「申請案」という。）、河床掘削案の3案の検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積は最も多いものの、洪水時の水位上昇が抑えられること、工事期間が短期間で済むこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は河積が小さく流下能力が不足しているため、本件区間の背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、吉田川流域に関係した自治体、土地改良区などからなる新川吉田川沿岸排水対策促進期成会より本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県高松市役所